

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農業 成分数	備 考	
					肥料	農業
作物	水稻	一般 コシヒカリ	8 6	13		育苗期 5成分
	麦		11	6		育苗期 2成分
	大豆		4	9		育苗期 1成分
雑穀	アワ		4	2		
	キビ		4	2		
	ヒエ		4	2		
果樹	温州ミカン	早生温州	16	18		
		普通温州	20			
	中晩柑類	伊予柑、ボンカン、日向夏 その他	30 33	18		
		香酸柑橘類	ユズ	30	12	
	レモン・ライム		40	14		
	キウイフルーツ		20	14		
	ナシ		16	28		
	ブドウ	一般(ベリーA、デラウエア)	15	26		
		巨峰系4倍体品種、シャインマスカット	9			
	カキ		24	16		
	モモ		15	20		
	クリ		20	6		
	ウメ		20	12		
	ビワ		24	8		
	イチジク		14	16		
ブルーベリー		13	9			
野菜	キュウリ	促成 8か月	55	64	追加 4.2kg/月	育苗期 6成分 追加 8成分/月
		半促成 6か月	35	48	追加 3.6kg/月	
		抑制 4か月	25	32	追加 3.3kg/月	
		普通 3か月	49	24	追加 10.0kg/月	
	トマト(ミニトマト含)	半促成 6か月	25	48	追加 2.0kg/月	育苗期 8成分 追加 8成分/月
		普通 7か月	40	56	追加 4.0kg/月	
	ナス	半促成 7か月	56	56	追加 5.0kg/月	育苗期 10成分 追加 8成分/月
		普通 8か月	60	64	追加 5.7kg/月	
	イチゴ	8か月	一般	26	32	育苗期 20成分 追加 4成分/月
			硫黄くん煙併用型		28	
	メロン	4か月	15	12		育苗期 2成分 追加 3成分/月
	ピーマン	パプリカ、カラーピーマン含	50	30		育苗期 6成分
	トウガラシ類(甘長トウガラシ、シシトウ)	半促成 7か月	49	17		育苗期 4成分
		普通 6か月	54	16		
	スイカ		23	12		育苗期 4成分
	ハウレンソウ		28	6		
	キャベツ		30	14		育苗期 2成分
	ブロッコリー	夏播き	25	14		
		秋播き	30	14		
	カリフラワー		30	6		
	レタス		30	12		育苗期 4成分
	サンチュ		16	15		
	ハクサイ	秋冬まき	30	14		育苗期 4成分
	チンゲンサイ		15	8		
	アスパラガス	周年	28	24		
	葉ネギ	春夏播き(施設)	23	8	12	
		秋冬播き(施設)		4		
		露地		12		
	白ネギ		45	14		
	ソラマメ		6	8		
	エダマメ		6	10		
	スイートコーン		27	7		
オクラ		21	12			
サトイモ		30	14			
パレイショ		18	10			
サツマイモ		5	6			
ヤマノイモ		40	16			
自然薯		25	16			
ダイコン		18	12			
カブ		18	6			
ニンジン	春夏播き	20	6			
	秋播き	24				
カボチャ		24	6		育苗期 4成分	
タマネギ	極早生	24	12	31	育苗期 6成分	
	早生・中生		17			
	長期貯蔵用(冷蔵貯蔵する晩生品種)					
ニンニク		20	6			
レンコン		35	5			
サヤエンドウ	キヌサヤ、スナップエンドウを含む	10	10			
インゲン	モロッコインゲンを含む	10	14			
シュンギク		20	8			

	なばな	25	12		
	コマツナ	10	8		
	ミズナ・ミブナ	15	6		
	ズッキーニ	24	12		
	非結球レタス	30	15		
	ゴボウ	20	8		
	ニラ	32	8		
	ショウガ	26	16		
	ラッカセイ	3.5	6		
	ラディッシュ	4	4		
	メキャベツ	30	14		
	ミツバ	14	7		
	葉大根(施設)	10	8		
	しそ	62	23		
	モロヘイヤ	17	5		
	おかひじき	21	3		
	コールラビ	18	5		
	しかくまめ	8	3		
	チコリ	12	1		
花き	オリエンタルユリ	15	14		
工芸	茶	54	14		
	コンニャク	14	8		
飼料作物	飼料用トウモロコシ	20	7		
	ソルガム	25	6		
	イタリアンライグラス	25	2		
<p>1 対象は、当該農産物の生産過程及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間とする。</p> <p>2 使用農薬成分数は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の有効成分の延べ数とし、栽培期間による肥料及び農薬の増減及び育苗期の農薬については、備考欄による。また、野菜類・飼料作物の種子消毒については、別途カウントすることとする。</p> <p>3 着果促進剤などの植物調節剤で、局所的に重複されずに使用されるものは、1薬剤とする。</p> <p>4 県基準比3割及び5割削減の使用農薬成分数については、小数点以下切り捨てとする。</p> <p>5 養液栽培については、県栽培基準から1成分を減らしたものを使用農薬成分数とする。但し、土壤消毒材で培地を消毒した場合は別途カウントする。</p> <p>6 アワ・キビ・ヒエ・オリエンタルユリ・飼料用トウモロコシ・ソルガム・イタリアンライグラスは、県特別栽培農産物等認証制度対象外作物とする。</p>					